

社會經濟體系

政海に於ける面舵取舵

吉 野 作 造

前號の本欄に於ける末弘博士の「一の囁話」を私は非常に面白く讀んだ。私も専門の政治の研究に於て實はふだん同じ様なことを考へて居る。學としての政治理論のことは姑く措く。實際の政治社會が末弘博士の所謂右し左しつゝ正しい針路をあやまらず進歩して行くものなるは、疑ふべからざる事實である。

私は支那に往つたり歐米に往つたりして屢々船に乗つた經驗をもつて居る。つれづれなる儘甲板を散歩し圖らず舵子の室に飛び込んだこともある。その時いつも私の興味を以て觀たことは、技術師が絶えず舵をかはるがはる右に左に向け代へる事であつた。説明に曰く、之が正しい針路だと一定不動の方向を執ると、何時の間にか船は必ず左右の何れかに偏つてしまふ。右と左に交るゝ向けかへるので、丁度程よく眞直に船を進めることが出来るのだと。して見ると、大きな汽船も櫓で漕ぐ小舟も、舵をとる原理には變りがないものと見える。

この理を社會科學の研究にあてはめて如何なる教訓を得べきかは、末弘博士の説にゆづる。私は私の立場から茲に少しく之と關連させて現代政治の組み立てを説いて見たい。

政府を船と觀れば、之を載せる針路は政黨である。さうすると一般民衆は丁度舵子に當ることになる。船は

いま現に或る針路に載つて居る。この儘進行を續けて行くと、どうも右に偏りさうだ。偏るか偏らぬか又偏ることに依て如何なる不便と痛苦とが生ずるやは、直接に一般民衆の最も鋭く感ずる所たるは云ふまでもない。而して之をどうして矯正し得るかは實は彼等の能く知る所ではない。けれども右に偏れるの事實に直面して、彼等は遂に従來と反對の針路を取ることに決心する。斯の態度の變更が即ち總選舉の結果などに顯れて内閣の更迭を結果するのである。斯くて各種の政黨がこもゝ内閣に代り立つと云ふ慣行の成立に依て、國家は大體に於て正しい進歩を遂げるものと思はれる。

若し斯う云ふ解説を正しいとするならば、又斯うした説明の土臺となる現代政治の組み立てを正しいものとするならば、正しい組み立てに由る正しい進歩を庶幾する爲に、我々は少くとも次の二點に深甚なる戒慎を加ふるの必要を見る。

(一)政治的施設の影響の直接に及ぶ地盤たる一般民衆をして、その現に感ずる所を憚る所なく表白せしむる爲め、彼等の地位を絶對に自由ならしめること。彼等の完全に托けらるる所なき感情の表明が、針路決定の基本となるものだからである。

(二)針路決定の基本が決まれば、之に基いて直に政變が適當に取り運ばるる様、公明適切なる政治的慣行を確立せしむること。政變時に於ける内閣の更迭が、若し更に他の種々の要素に依て左右さるるが如きことあらば、船は結局何處へ持つて行かれるか分らないからである。

右の二つの原則に基いて更に樹てられる派生的方則は澤山ある。その重なるもの一二を擧ぐれば、元老の無

用は（二）の立場から唱へられ、一般民衆の漫りに政黨に入るべからざるの説は（一）の立場から主張される。諄々しいから一々は説かぬ。

右の如き立場からして、最後に私は當今の實際政治家に對し、全體としての政治社會の動きにつき一層綿密なる客觀的洞察を加へられんことを希望せざるを得ない。斯く云ふ所以は、實際政治家としては成る程自家の主觀的立場をば最も正しいものと確信するだらう。従つて少しでも長く與へられる地位に留つてその經綸を實行せんと意氣込むに相違ない。天下を自分に渡せと要求する者に對しては、忽ち義憤を感じ、時としては憎惡の念に燃えることさへもある。而して天下の人は悉く自分を支持すべき筈であるとなし、凡ゆる人をして我黨の謳歌者たらしむるに何の不都合をも感ぜぬであらう。熱心であれば熱心である程、斯うした態度でかたまゐるのも無理はない。末弘博士の所謂權の動きの或部分だけを切り離して之を右し左するものと批評するの謬りなるが如く、自己の確信に絶對的の價值を附して之を永久不變の真理なりと固執するは、社會全般に取て蓋し迷惑の上もない。

主觀に絶對的價值を附することは、どの方面でもよろこばれないものだ。最も主觀的確信の貴ばれる我々の道德的生活に在ても、自己の行動を綿密なる省量に基く確信の導きに従はしむるの一方に於て、常に必ずしも之に執着せず更にヨリよき立場に向上せんことの用意を怠らざるは、修養上最も大切な心掛とせられて居るではないか。況んや主として社會的影響の作出を目的とする政治行動に於てをや。この藥で熱が下がると信じて

も、相手の患者に所期の効果が現れねば、何とも仕様がないのである。

政治に於てことに客觀的洞察の必要なるは、第一に政治は主ら社會的に現はるる效果に依て是非得失の判斷せらるるものであり、第二に政治に在ては、時として慎重なる講究をつくすの違なく、當て推量の應急的處置をさへ必要とさるるからである。當て推量と謂ても、飛んでもない見當外れの處置が取られるのでは固よりない。民衆の期望するに近い效果の多少でも現れるのでなければ、始めから問題にされるわけはないからである。故に實際の結果は、所謂當らずといへども遠からずといふ所をあちこち彷徨ふといふに落ち着くのであらう。この點に於ても、政治の運用は頗る面舵取舵の作用に似て居ると云へる。

更にモ一つ政治に付て注意しておきたいのは、間違であれ何であれ、一旦實行に上された措置は、直々特殊の固定的影響を社會に與へ、多くの場合に於て、容易に之を改め難いことである。例へば現内閣は金の輸出の禁を解いたとする。その結果として經濟界は多大の影響を受ける。而してこの變動に基いて新しい社會關係が漸を以て固定して行く。暫くしてその解禁が間違であると分つたとする。分つて直々また方策を改め得るや否やは、恐らく新關係の固定の程度に依つて定まるだらう。改め得ればよし。得ずば茲に現内閣の責任問題が起り、やがて解決を民意の判斷に求めて内閣の更迭を見ることになるかも知れぬ。針路を一變することの外に容易に抜き差しが取れぬからである。この點から觀ても、左右轉々の必要は特に政治に於て大に之を見るのである。

農民組合論(完結)……………杉山元治郎・一九二

新カント派社會主義(第三回、完結)……………波多野鼎・二四五

信託(完結)……………米山梅吉・二七一

水産業(完結)……………村上隆吉・三三九

鐵道(完結)……………中川正左・三六五

正統派經濟學(第一回、未完)……………アルフレッド・アモン・四二五

◇執筆者略歴……………四三〇

◇編輯だより……………四三六

農村に於ける特殊の家筋

小野武夫

目次

緒言	1
第一 特殊なる家筋の概念	2
第二 迷信階級發生の原因に關する考察	3
第三 迷信俗の實體	6
第四 迷信的階級者と普通迷信者との區別	10
第五 徳川時代の迷信俗一斑	13
(甲) 狐持に對する村民の壓迫	13
(乙) 狐持迷信俗に對する藩廳の取締	15
第六 維新後に於ける迷信俗	17
(甲) 明治維新と狐持	17
(乙) 迷信俗と社會的悲慘	21
(丙) 迷信俗排除の運動	21
第七 迷信俗の將來	23
結言	23
附言	25

日本書紀卷之六

大正

農村に於ける特殊の家筋

小野 武 夫

緒 言

茲に農村に於ける特殊の家筋として世に所謂狐持や、犬神憑きや、蛇憑きの家筋なるものが日本の農村に存在して一般の村民より嫌忌せられ壓迫せられ來り、今尙其餘習の存することを述べんとするのである。

一概に特殊の家筋と云つても、其の範圍は甚だ廣く、夫の世に謂ふ處の穢多非人も一種特殊の家筋であれば、山間の餘部や、沿海の海部部落も亦特殊の家筋であり、又一村一部落と云ふ如き聚落をなさずして點々散在する特殊の家筋には夫の鬼筋とか、あるき筋とか、神子筋とか、禰宜筋とか云ふものもあるが、本篇に於ては上記の如き家筋のことには一切觸れぬことにし、専ら憑き物持なる迷信俗によりて暗黙の間に一般村民より排斥せられ居る階級者の一團を其論究の眼目に數へんとするのである。

此種の社會事實に觸れたことのない人々は「狐持」とか「犬神持」とか云つても、何等の學術的價值なき物好きの茶話か何か位に之を卑下して仕舞ふかも知れないが、私は年少の時より此種の迷信俗の事實を目撃し、社會良習に反することの至大なるを熟知して居る、故に私は此小篇を草するに際しては、夫の農村の小作問題や、水平社問題に對すると同じ氣持で思索と論辨を試みようとするのである。

第一、特殊なる家筋の概念

狐持とか、蛇持とかの名の下に特殊なる家筋が一種の社會階級として存在するのは、家其物が直接他人に障ると云ふのでは無くして、迷信的に階級づけられた其の家の者が或小さき動物、例へば狐とか、犬とか、蛇とかを使ひ、此小動物の生靈をして自分の美しく思ふ人や、憎しと思ふ者を病氣に罹らしむるによつて、其家筋の者は一般より恐しく思はれ、敬遠せられ、遂に忌み厭はるゝに至り、此の家筋の者と婚を通するを避くるのみならず、其家の山林田畑を買へば狐や犬神が其土地について來るとて之を買はず、隨て其の親族とさへも結婚することを忌み厭ふようになる、斯くして憑き物持の家筋及び其の家筋に當る者は一般世間より全く特殊の待遇を受くるに至るが故に、其家筋は全く爭ふ餘地なき特殊階級となるのである。

人に憑くと云ふ家筋は種々の名を以て呼ばれて居る、即ち邪氣持、狐持、狐使ひ、人狐、狐つる、狐憑き、蛇つき、外道持、えへつる、犬神持、「トウビヨウ」等と呼ばれて居る、此等の名の下に呼ばれて居る家筋は自分の意の儘に、小動物を使ひ他人に取り憑きて病氣を起さしめ、又は急死せしむることが出來ると信ぜられて居る。

然らば人に憑くと云ふ動物は如何なるものであるかと云ふに、其の種類には色々あるが、一般に信ぜらるゝ處によれば、人に憑くと云ふ家筋では特定の動物を飼養し、此等の動物を使つて第三者の身體に障害をなさしめて、惱ますことが出來ると信するのである。而して此の特定動物としては多くの場合、野狐、犬、蛇、（又は狸、猫、鼯、馬、鮑、むぐら等）が數へられて居るのであるが、此等の動物中蛇と鼯とは冷血動物であるけれども、其他の動物は皆溫血動物である、冷血動物たる蛇や鼯は動物其他の形相が人に好感を與へず、餘程の物好きでなければ蛇を愛玩したり、鼯を愛賞したりするものはないが、溫血動物の中には平生人間に多く養はるゝもの、澤山ある、即ち犬にしろ、猫にしろ、馬にしろ、皆農家に

飼養せられて居る、唯狐や、狸や、鼬や、むぐら等は人に飼はるゝこと甚だ稀であるが、是とても捕へて見れば一個の可愛らしい小動物であるのに、憑き物迷信家は此等の小動物が特殊の家筋の主人公より使役せられ、自分の身體に入り宿つて、疾病を起さしむると信するのである。

人に憑くと信ぜらるゝ動物には斯の如く多くの種類があるのであるが、此等の動物の中には何等人間の媒介によらず自ら直ちに人間に憑き得るものと、一見人間に使役せられ、其れが第三者たる人に憑くと信ぜらるゝものとの區別がある。例へば狐や、犬や、蛇は一見先づ人間に飼養せられて其指揮を受けて他人に憑くと思はるゝのであるが、此他の動物たる猫とか、馬とか、驀とか云ふ動物は、人間の媒介によらず、單獨で人間に憑くと思はれて居る。而して憑き物の迷信が原因となりて社會的階級を生ずるのは前者たる場合、即ち小動物たる狐や、犬や、蛇が人間に使役せられて他人に憑くと云ふ場合に生ずるのである、即ち此等の小動物を使用して他人に禍をする家柄は世間から恐ろしがられ、忌み嫌はるゝ故、斯く嫌はるゝ家柄は「障らぬ神に祟りなし」で、成るべく關係しないに限るとの觀念より、自ら一個の迷信的階級が作り出さるゝのである。

迷信によつて生じたる特殊の家筋は日本國中殆んど存在せざる處無き程分布面積が擴大されて居るのであるが、其中に就ても、山陰地方が最も甚しく、同地方に於ては此の迷信俗が古來極度に行はれ、現に今日でも尙ほ其勢が相當に盛んなる有様である、本篇の中に、山陰地方、殊に出雲及び岩見地方の資料が多く現はれて居るのは全く同地方が古來よりの迷信俗猖獗地であるからである。

第二、迷信的階級發生の原因に關する考察

狐や犬や蛇の如き動物が人間に憑くと云ふような迷信は何故に起り、且つ其れが原因となりて農村社會に特殊なる心理

的階級まで作らるゝのは如何なる事由より來るのであるかと云ふに、其原因としては第一に人間性の弱點、第二に妖僧妖尼の助言、第三には世間の輕信、中傷及び流言が即ち是である。

(イ) 人間性の弱點

設令科學の發達し居らざる往時に在りても、氣丈夫な人であれば決して狐や、蛇が人に憑くものとは信ぜず、却つて斯る妄信を排し、石を以て蛇を打ち、刀を以て狐を殺したことであらうが、或る心弱き人間は此等小動物の生靈又は死靈が人間に憑いて疾病を起さしめ又は家運を傾けしむるものと信じたのである、今日考古學者が諸所の古墳を掘開し、其人骨の上に石を置いて動く能はざらしめてあることを見て其死體が再び浮び上りて生ける人間に害を爲さんことを恐れたのであるとの推考や、現に今日に在りても、死者が生前に使用したる什器の類を死體と共に埋葬して、以て、其の靈を慰め再び惡魔となりて此世に出づることなからしめんとする習慣から觀ても、其の半面に多くの弱點を有する人情の常として、或る動物の魂が人間に乗り移りて、他人に害を爲すと云ふ如き妄念の起り得たことに不思議は無い。

(ロ) 妖僧妖尼の助言

次に斯る迷信俗を助長する今一つのもは所謂妖僧及妖尼の輩である、村の人が病氣に罹りて近在の修驗者に加持祈禱を頼むと、修驗者は其奉ずる神棚の前にて此病氣は村の何某が何々の恨みによつて狐を憑かせてあるとか、蛇を遣はしてあるとか宣告するのである、斯く云はれると、其患者は其れを眞實に思ひ込んで、其時から其狐持や蛇持を恐るゝに至ることもあれば、間接に第三者の者をして斯く言はしむることもあるのである。

茲に私の幼時の思ひ出の一節を語りたい、私の郷里の豊後國大野郡あたりには大神憑きの迷信は今日でも尙ほ相當に行はれて居るが、私の幼い頃には今よりも一層此迷信が盛であつた、私は六七歳の時、どうしたことが、俄に右の股がつりつけられて跛足をひくようになった、私の歩く姿を觀て私の母が其袖を絞つて泣いたのを未だに覚え

て居る、私の父も母も一生懸命に神佛を拜んで私が人並の體に回復するように祈つて呉れた、或夏のこと、私は父に負はれて隣村新田村の山方部落の或庵寺に往つた、其庵寺には私の村に二三の縁家があつたので相當に親しくして居つた、夜になると、庵の御堂の前に父と私とが座らせられ、外に女（其女は庵主の親類の者）が一人「カラ」に立つた、「カラ」とは「ゲドウ」を乗り移らせて物を言はせる爲めの人柄のことである。「カラ」に立つた件の女は紙の御幣を持つて御堂の中に靜座する、其の側で庵主は聲高らかに御経を読む、すると其の女の持つて居る紙の幣がぶる／＼振ひ出し、其の愈々激しく振ふ段になると、庵主は「カラ」の女に對し、「貴様は何處から來たか」と問ふと、女は「何處々々から來た」と答へる、と何故に來たかと理由を訊くと、又其理由をも答ふる、其時庵主は「汝外道奴を神力によりて取りちめる」とて「カラ」なる其の女の持つて居る幣を紙袋の中に入れて其口を固く結び、其袋を座の横の板壁に吊して弓の矢で射ると、袋の中の外道が即死すると云ひ、又は夜間庭の中に火を焚いて其の袋を火中に投すれば、外道が青い火を發して燃えたと云つたのを私は覺えて居る。斯る行事をすると同時に庵主は又私の體を検し、私の左の胸の乳の下がピク／＼動いて居るのは、其處に外道が潜んで居るのだとて、氷の如き脇差で私の乳の下を抑へ、小さい私の胸の膚に血のにじんだのを覺えて居る。（左乳の下動くのは心臓の鼓動が體外に現はれるものだとは、私が後ち小學校の理科で生理學を教はつて始めて知つた。）

右の祈禱を受けてから私の母は殊の外に迷信深くなり、諸所の神佛に願を立て、私の病氣が癒つたら月參りをすると願を立てたので、私は其願はどきの爲めに毎月神様詣でをさせられたことは可なりの苦痛であつたが、後年私が近村の良醫の外科手術を受けて體が健康に復してからには私の家の憑き物迷信も大分薄らいだが、此の話も早や既に三十餘年の昔となつた。

斯の如く一方には人間の弱き心があり、此弱心に乗ずる妖僧や妖尼が神事に託して種々の助言を患者に致す爲に、患者

及び其の保護者の迷信は益々深くなるのである。

(ハ) 世間の輕信と中傷

然も右の助言ばかりでは迷信的階級を來すには至らぬ、村の何某が或は人狐となつて憑いて居るとか、蛇を使つて人を惱ませて居るとかの助言を妖僧や妖尼がすると、其れを患者や患者の保護者が親類に話したり、隣人に吹聴したりするので、噂がバツと擴がつて、其の狐持や蛇憑きの家は世間から恐ろしがられ、敬遠せられて結婚には縁遠く、遂に世間から疎外せられて何となく、不愉快となり、甚しきに至つては、村中全體寄りてたかりて其の狐持や蛇憑きを壓迫し、遂には其村より退去せしめ、其の跡の空き家に火を放つたり、又憑かれたと稱する患者自身が精神に異狀を來して自ら我棲家に歸るなど口走りて其の狐持の家の軒下に至り打倒れて謔言の數々を並べ、村一帯を騒がしむることさへあるが、斯くなれば、憑き物持と稱へらるゝ其の家は全く狐獨無援の狀態になり、其の一家親類までも擧げて之を特別の家筋として取り扱ふことになるのである。人間の本性に物を恐るゝ心があり、此の弱點に乗じて法印、庵主、山法師等の修験者が、故らに枝葉をつけて無より有を生ぜしむる處から、憑き物の迷信が實在のものとなり、之を其患者又は保護者が他言して、流布せしめ世間が其患者に同情して輕々しく信じ、其の憑き物持を恐れ又は中傷するから、遂に嚴然たる迷信的社會階級が村内に生じ、其間より色々の慘話や滑稽談が聞かるゝに至るのである。

第三、迷信俗の實體

迷信により特殊の家筋として階級つけられてあるものゝ内、最も著しきものは狐持(別に又人狐とも云ふ)と犬神持及び蛇つきである、此外或は狸つき、猫つき、水神つき、馬つき、藁つき、魷つき等が人の噂に上ることはあるけれども、後者の方は多くは其の一人が直接に如上の動物から憑かれて居るのであつて、之が爲めに社會的階級をして居るもので無

いことは次節に於て詳述する。

然るに茲に云ふ狐持や、犬神持や、蛇つきと云はるゝ家柄は紛ふ方なき一個の社會的階級者であつて、斯く狐持、犬神持、蛇持等と云はるゝ家筋に對しては一般村民は結婚することを好まず、宛も一種の賤民に對する如き態度を以て之を敬遠するのである、而して此の特殊の家筋觀念の態様は地方によりて多少の差異はあるけれども、今其の主なるものにつき、二三地方の實例を擧げて説明したい。

(1) 狐持（出雲地方の例）

日本國中に在りても出雲は狐憑き迷信の本場である、同地方に人狐の噂の多いことは世に有名な話である、出雲では「狐持ち」又は「蛇持ち」と云ひ、石見では「犬神」と云ひ、共に夫れが血統を傳つて續くものと稱へる、其中、「蛇持ち」は稍趣きが異つて居るが、「狐持ち」と「犬神」とは元々同一事で、其血統の者が、他人でも恨めば、直ちに、「人狐」や「犬神」が行つて祟り、祟られた者は病氣になる、病人は醫者や藥では癒らぬ、神佛に祈り神職か行者かに頼み加持祈禱をして、人狐や、犬神を追ひ出して貰ふ外ない、祈禱をすれば、病人は憑き物持たる其人狐を送つた者と同じ聲で恨みの數々や、希望條件など喋ると云ふ、斯様な迷信の爲めに「人狐持ち」に白い眼でにらまれると、間もなく病氣になるなどは、よくあつた話である、従つて此血統は一般から厭み嫌はれて、縁組をされないのみならず、甚しきに至つては、人狐持や、犬神持の家の所有地などは之を買取らぬことすらあつた。又狐にさはられた病人は平素の嗜好とは違つたものを喰ひたがる、其れは病人が喰ひたがるのでは無くして、之にさはつた狐が欲しがるのださうだ。狐持の家には常に七十五匹の人狐が居る、其れで狐持の事を俗に七十五人の家内持とも云ふと云ふ、或は其家族の數だけの狐が居つて、家族に子供が一人出來れば、人狐も一匹子を生むのだとも云ふ、人狐は狐に似て耳の割合に大きいもので、顔の丸い脚よりも少し小さいものだとも云ふ、其人狐が時には遊びに出